

「院内トリージ実施料」の算定について

当院は、福島県の新型コロナウイルス**外来対応医療機関**に指定されています。

当院かかりつけの患者さんだけでなく、かかりつけ以外の患者さんや小児の患者さんの受け入れにも対応しています。

(かかりつけ以外の患者さんは、紹介状をご持参ください。)

**受入患者を限定しない形での受け入れを開始する時期
令和5年7月から**

院内感染対策として、発熱等の風邪症状で受診された患者さんの院内トリージを実施しており、厚労省からの通知に基づき、「院内トリージ実施料」1回 300点)を算定させていただいております。

院内感染を防ぐための対策ですので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

R05.07.01



一般財団法人 大原記念財団
大原総合病院